

住友共同電力(株)新居浜西火力発電所3号発電設備建設工事 環境影響評価書に係る確定通知について

平成17年2月28日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

当省は、新居浜西火力発電所3号発電設備建設工事の環境影響評価書（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、住友共同電力(株)に対し、本日、変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。

このため、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書（写）を環境大臣あて送付する一方、確定通知を受けた住友共同電力(株)は、同条第2項の規定に基づき愛媛県知事、新居浜市長及び西条市長に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1ヶ月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

環境影響評価方法書受理	平成13年 8月30日
住民等意見の概要受理	平成13年10月16日
知 事 意 見 受 理	平成14年 1月11日
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成14年 2月13日
環境影響評価準備書受理	平成16年 4月 6日
住民等意見の概要受理	平成16年 6月 2日
知 事 意 見 受 理	平成16年 9月28日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成16年12月 6日
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成16年12月17日
環 境 影 響 評 価 書 受 理	平成17年 1月31日

問合せ先：原子力安全・保安院 電力安全課 高取、沼倉
電話03-3501-1742（直通）
03-3501-1511（代表）
4921（内線）